

平成 26 年 7 月 29 日
福祉部高齢社会対策課

第 6 期（平成 27～29 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
における検討課題の意見整理
「在宅医療・介護連携の推進」

【総論】

第 5 期計画において、在宅医療・介護連携の仕組みづくりとして、在宅療養相談窓口を開設したほか、医療・介護関係者や介護家族等で構成する在宅療養推進協議会を設置し、多職種連携や在宅療養支援の推進に取り組んだ。

第 6 期計画では、職種間の相互理解が深まるよう、モデルケースを蓄積するほか、各職種間で目標等の共通化を図るとともに、日常的な交流を図る必要がある。

また、サービス提供体制を充実するため、在宅医療を行う医療機関の拡大や、在宅での看取りの阻害要因の解決方法を検討する必要がある。また、在宅での看取りには、家族の介護力が大きな要素であることを踏まえ、家族の介護に対するモチベーションが維持できるための取組が必要である。

【施策別の提言】

1 多職種の連携強化

- (1) 多職種連携を強化するため、職種ごとの事例を積み重ねるほか、利用者やその家族を支援するための職種間の共通目標の設定、日常的に使用する言葉の明確化、日常的な交流を進め、それぞれが職種ごとの役割を理解する取組が必要である。
- (2) 医療と介護の連携事例の一つとして、小規模多機能型居宅介護と訪問看護が連携して、在宅での看取りを行った事例が出てきている。こうした事例を集めるとともに、小規模多機能型居宅介護や複合型サービスの活用についても検討すべきである。

2 サービス提供体制の充実

- (1) 医療と介護の連携には、在宅医療を実施する医療機関を拡大する取組が必要である。また、胃ろう等の医療行為を行う知事の認定を受けた介護職員等の養成や登録事業者の増加を図る必要がある。さらに、看取り

を続ける際の阻害要因を解消する取組が必要である。

- (2) 在宅医療を支える人材を確保するため、現在実施している介護分野、医療分野への就労に向けた就職面接会、看護職員フェアの充実を図る必要がある。
- (3) 在宅医療を行うためには、住宅環境を整える必要がある。引き続き、住宅改修への支援が必要である。
- (4) 家族がモチベーションを持って介護できるような在宅家族支援は今後の重要な課題である。

3 区民への普及啓発

- (1) 療養が必要になっても在宅での生活が継続できることを広く周知するため、在宅療養患者を支える家族や関係者による講演会やシンポジウムを開催する必要がある。また、在宅療養について分かりやすく解説した冊子等を作成し、区民への普及啓発が必要である。
- (2) 在宅医療を進めるためには、家族の支援が求められる。在宅療養患者を支える家族の経験を共有できるような仕組みとして、ICTや紙媒体を活用した情報共有ツールを作成し、効果的な支援を行う必要がある。